

板橋区立ふれあい館指定管理者候補団体の選定に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、板橋区立ふれあい館指定管理者候補団体選定に関する要綱（以下「選定要綱」という。）に基づく指定管理者候補団体の選定手続き等について、必要な事項を定めることとする。

(守秘義務)

第2条 選定要綱第4条に基づき委嘱又は任命された選定委員は、選定の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、任期が終了した後も同様とする。

(第一次審査)

第3条 第一次審査は、指定管理者応募者から提出された書類及び外部専門家による財務状況点検結果（以下、「応募書類等」という。）により選考を行う。

- 2 第一次審査の書類審査にあたっては、選定委員が応募団体の名称を知ることがないよう、応募書類等に記載された団体名等を削除するなどの措置をとるものとする。
- 3 選定委員は、別紙1の評価基準に基づいて応募書類等を審査し、別紙3-①の採点表（第1号様式）により採点するものとする。
- 4 選定委員会は、前項の規定に基づき、指定管理者となるにふさわしいと思われる団体を5団体以内の範囲で選出する。
- 5 応募が5団体を超える場合は、別紙2の選定基準に基づいて評価し、評価点の高い団体から順に第一次審査通過団体とする。なお、第一次審査の評価点は、第二次審査の評価点に加算しないものとする。
- 6 選定委員会は、第一次審査の結果について応募団体に対して通知するとともに、第一次審査を通過した団体に対して、第二次審査の詳細について通知するものとする。
- 7 別紙3-①の採点表に定める第一次審査の選定項目のうち、一つでも「×」がある応募団体は、第一次審査を通過できないものとする。
- 8 応募団体の名称等は、公表しないものとする。

(第二次審査)

第4条 第二次審査は、第一次審査を通過した団体のプレゼンテーションにより選考を行う。

- 2 プレゼンテーションは、候補団体ごとに個別に行う。
- 3 前号においては、1団体あたり説明者を含め4人以内（共同事業体の場合は6人以内）で行うこととする。
- 4 選定委員は、プレゼンテーションの内容を考慮し、事業計画等について、別紙2の選定基準に基づいて審査し、別紙3-②の採点表（第2号様式）により採点するものとする。
- 5 第二次審査の配点は、各委員あたり、100点満点とする。
- 6 プレゼンテーション及び質疑の後、最終選定会議を開くものとする。
- 7 庶務担当課は、第二次審査において各選定委員が採点した点数を集計した別紙

3-③の集計表（第3号様式）を作成する。

- 8 最終選定会議は、前項に規定する選定資料に基づいて審議し、指定管理者に最もふさわしいと思われる団体（指定管理者候補団体）を1団体、2番目にふさわしいと思われる団体（次点）を1団体選出する。選定は各委員の採点の合計点により行うものとする。
- 9 第一次審査通過団体の選定項目ごとの得点を合算した合計点が、評価の最低基準点（満点の6割）に達しなかった場合は、候補団体として選出できないものとする。
- 10 第一次審査通過団体が1団体の場合は、当該団体に対する各委員の採点の合計が前項に定める最低基準点を上回った場合、指定管理者候補団体として選定するものとする。
- 11 評価の結果、候補者となることができる最低基準点以上の団体が存在しなかった場合は、再度公募を行う。
- 12 第二次審査及び最終選定会議は、非公開とする。

（審査結果の公表等）

第5条 選定委員会における審査の経過及び結果は公表する。

（庶務）

第6条 本選定の庶務は生涯活躍推進課が行うものとする。

付則

この要領は、平成16年11月4日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、平成22年8月27日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、平成27年6月18日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和元年6月7日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和2年5月27日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和5年6月2日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和6年5月23日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。